

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和51年7月は11万円、同年8月は13万4,000円、同年9月から同年12月までの期間は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月1日から52年1月1日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社B支店の給与から控除されていた保険料控除額に見合う金額に比べ低くなっている。

このことは、私が保管している給与支給明細書で分かるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について、「給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。」と申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が保管している給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、昭和51年7月は11万円、同年8月は13万4,000円、同年9月から同年12月までの期間は11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店（平成元年4月10日にA社C支店に名称変更）は、平成15年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、A社では、申立期間当時の標準報酬月額に関する関係資料を保管しておらず、申立期間における保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほか確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 12 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 2 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から 61 年 12 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 11 月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、同居していた私の夫の母親から、私と夫と自身の 3 人分を一緒に、町内会の集金人に納付していると聞いた。

私の保険料も納付したことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料は、私の夫の母親が、私と夫と自身の 3 人分を町内会の集金人に納付していたはずである。」と主張しているところ、その夫の母親は、申立期間①の約 10 年前の昭和 48 年*月には 60 歳に到達し、国民年金保険料の納付対象者ではなくなっており、申立人の主張と異なっている。

また、オンライン記録では、申立人には、平成 4 年 1 月 14 日付けで過年度保険料納付書が発行された形跡が確認でき、その発行日から、当該納付書の納付対象期間は申立期間②の終期である元年 12 月から 2 年 11 月までであり、当該発行日時点では、当該期間の全部又は一部が未納であったものと考えられる上、その夫は、申立期間①及び②の間にある申請免除期間の直前（申立期間①の終期）の昭和 61 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料を、62 年 5 月から 63 年 1 月までの期間に順次、過年度納付していることが確認でき、集金人が収納する保険料は、原則、現年度保険料であったことを踏まえると、当該期間の国民年金保険料は、集金人には納付していないものと考えられる。

さらに、申立期間①の国民年金保険料については、オンライン記録、国民

年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにも納付の記録が無く、申立期間②の国民年金保険料についても、オンライン記録には納付したことをうかがわせる記載は見当たらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は2回、合計6年2か月と長期間であり、申立人の夫の母親が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫の母親は、既に死亡しているため、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成2年2月まで

私は、申立期間当時、集落長に毎月1回、水道料や国民健康保険税などと一緒に国民年金保険料を納付し、領収書を受け取ったことを覚えており、免除申請は行っていないので、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料が未納とされ、同年4月から平成2年2月までの国民年金保険料が申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「毎月、集落長に国民年金保険料を納付した。申立期間以前に免除申請を行ったことは無い。」と述べているところ、申立期間直前の昭和61年11月から62年3月までの期間については、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では、当初は申請免除となっていた記録を取り消して、同年4月2日に国民年金保険料の納付処理を行った形跡が確認できる上、その直前の60年4月から61年10月までの期間については、数か月分の国民年金保険料をまとめて納付していることが確認でき、申立期間より前の時期から国民年金保険料の納付に遅れが生じていることがうかがえる。

また、免除期間は複数年度にわたっている上、A市の国民年金被保険者名簿とオンライン記録の内容は一致しており、同市及び社会保険事務所（当時）の双方が、複数年度にわたって、申立人の納付記録及び申請免除記録の両方を誤って処理したとは考え難い。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載は見当たらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 39 年 12 月 10 日から 40 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 7 月から 40 年 10 月までの間、父と一緒に A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が同社の正社員として継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②においても A 社に勤務していたとしている。

しかしながら、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が仕事の指導を受けた上司として姓のみを挙げた元同僚と同じ姓の者が二人確認できるものの、二人とも既に死亡している上、申立期間①、②及びその前後の期間に厚生年金保険の加入記録のある者 11 人に聴取したが、申立人が勤務していたことを裏付ける証言は得られなかった。

また、A 社は、昭和 48 年 11 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本では、当該事業所は 59 年 12 月 3 日に解散登記されている上、当時の元事業主も既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立人は、「父親と一緒に A 社に入社して退職した。」と述べており、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人及びその父親の厚生年金保険被保険者資格記録は一致しているところ、いずれも訂正や取消し

が行われた形跡は無く、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 17 年 12 月

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、私はA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

支給額は覚えていないが、間違いなく同社から賞与を支給されたので、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の標準賞与額について申し立てている。

しかしながら、B市が保管する申立人に係る賦課状況証明書により、平成15年から17年までの給与収入金額及び社会保険料控除額の年間総額は確認できるものの、申立人は、「賞与の金額は覚えていない。」と述べている上、A社から支給されたと主張する6回の賞与について、それぞれの支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与支給明細書等の資料を保管していないため、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することは困難である。

また、A社は、平成21年3月4日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本では同年11月*日付けで破産手続終結登記されており、当時の事業主、及び当該登記簿に記載されている破産管財人（弁護士）は、いずれも申立期間当時の資料を保管しておらず、申立内容を裏付ける証言を得られないことから、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。